毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次　　ページ

告　　示

○水域利用調整区域の指定……（危機対策課）　49
○道営土地改良事業変更計画の決定……（農業施設管理課）　51
○土地改良事業の工事の完了の届出……（農業施設管理課）　51
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　51
○道路の供用の開始……（道路課）　51
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……（砂防災害課）　51
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（砂防災害課）　52
○都市計画の変更の決定……（都市計画課）　53

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（２件）……　54

道教育庁渡島教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　59

告　　示

北海道告示第413号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。

平成24年６月19日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　石狩浜海水浴場

(1)　区域

おおむね次のＡ、Ｂ、Ｃ及びＤ点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第４項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

（Ａ点）　石狩市道２丁目線の北西方向延長線（以下「基線」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い800mの地点

（Ｂ点）　Ａ点から基線に平行する直線上の沖合80mの地点

（Ｃ点）　基線と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線沿い100mの地点

（Ｄ点）　Ｃ点から基線に平行する直線上の沖合80mの地点

(2)　制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3)　期間

平成24年６月30日から８月19日まで

2　おたるドリームビーチ海水浴場水域

(1)　区域

おおむね次のＡ、Ｂ、Ｃ及びＤ点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第４項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

（Ａ点）　小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線」という。）と海岸線が交差する地点から新川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点

（Ｂ点）　Ａ点から基線に平行する直線上の沖合方向110mの地点

（Ｃ点）　基線と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い950mの地点

（Ｄ点）　Ｃ点から基線に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2)　制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3)　期間

平成24年６月23日から８月31日まで

3　サンセットビーチ銭函海水浴場水域

(1)　区域

おおむね次のＡ、Ｂ、Ｃ及びＤ点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第４項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

（Ａ点）　小樽市銭函３丁目56番地東端境界線の北西方向延長線（以下「基線１」という。）と海岸線が交差する地点から小樽市街方向へ海岸線に沿い90mの地点

（Ｂ点）　Ａ点から基線１に平行する直線上の沖合方向170mの地点

（Ｃ点）　小樽市銭函３丁目51番地８西端境界線の北西方向延長線（以下「基線２」という。）と海岸線が交差する地点

（Ｄ点）　基線２上で、Ｃ点から沖合方向170mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成24年７月１日から８月31日まで

4 銭函ヨットハーバー

(1) 区域

おおむね次のＡ、Ｂ、Ｃ及びＤ点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第４項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

（Ａ点） 小樽市銭函３丁目51番地８西端境界線の北西方向延長線（以下「基線１」という。）と海岸線が交差する地点

（Ｂ点） 基線１上で、Ａ点から沖合方向170mの地点

（Ｃ点） 小樽市銭函３丁目398番地北東端境界線の北北西方向延長線（以下「基線２」という。）と海岸線が交差する地点

（Ｄ点） 基線２上で、Ｃ点から沖合方向170mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成24年６月23日から８月31日まで

5 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のＡ、Ｂ、Ｃ及びＤ点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第４項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

（Ａ点） 小樽市銭函３丁目398番地北東端境界線の北北西方向延長線（以下「基線」という。）と海岸線が交差する地点

（Ｂ点） 基線上で、Ａ点から沖合方向170mの地点

（Ｃ点） Ａ点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点

（Ｄ点） Ｃ点から基線に平行する直線上の沖合い170mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成24年６月30日から８月31日まで

6 蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ、Ｉ、Ｊ、Ｋ、Ｌ及びＭ点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第４項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

（Ａ点） 小樽市蘭島１丁目338番地４と小樽市蘭島１丁目339番地１の境界線（以下「基線１」という。）と海岸線が交差する地点

（Ｂ点） Ａ点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点

（Ｃ点） 小樽市蘭島１丁目102番地４と小樽市蘭島１丁目102番地７の境界線（以下「基線２」という。）と海岸線が交差する地点

（Ｄ点） 基線２上で、Ｃ点から沖合方向350mの地点

（Ｅ点） 小樽市蘭島１丁目97番地と国有地の境界線（以下「基線３」という。）と海岸線が交差する地点

（Ｆ点） 基線３上で、Ｅ点から沖合方向150mの地点

（Ｇ点） 基線２上で、Ｃ点から沖合方向150mの地点

（Ｈ点） Ｂ点から基線１に平行する直線上の沖合方向100mの地点

（Ｉ点） 小樽市蘭島１丁目332番地２と小樽市蘭島１丁目333番地５の境界線（以下「基線４」という。）と海岸線が交差する地点

（Ｊ点） 基線４上で、Ｉ点から沖合方向350mの地点

（Ｋ点） 基線１上で、Ａ点から沖合方向400mの地点

（Ｌ点） Ａ点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点

（Ｍ点） Ｌ点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成24年７月13日から８月26日まで

7 浜中・モイレ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ及びＦ点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第４項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

（Ａ点） 余市町道旧役場線東方向延長線（以下「基線」という。）と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い20mの地点

（Ｂ点）　Ａ点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点
（Ｃ点）　基線と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点
（Ｄ点）　Ｃ点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点
（Ｅ点）　Ｃ点からヌッチ川河口へ海岸線沿いに330mの地点
（Ｆ点）　Ｅ点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成24年７月14日から８月19日まで

北海道告示第414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成24年６月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年６月19日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
達布	中山間地域総合農地防災（農業用用排水施設、暗渠排水）	北海道留萌振興局
別海東	草地整備［担い手中核型］（区画整理）	北海道根室振興局
上風連	同	同
上春別北	同	同
上春別南	同	同

北海道告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成24年６月19日

北海道知事　高　橋　はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
余市町	豊丘１	災害復旧［農業用施設］	平成23.11.30
同	豊丘２	同	同　23. 7.29
同	豊丘３	同	同　23.11.30
蘭越土地改良区	立川１	同	同　24. 3. 9
同	立川２	同	同　24. 3. 9
同	黄金１	同	同　24. 3.15

北海道告示第416号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年６月19日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所　古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的　水源の涵養
(3) 解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在場所　奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(3) 解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成24年６月19日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　北見端野美幌線	網走郡美幌町字美里10番１地先から同郡美幌町字瑞治18番１地先まで	平成24. 6.19

北海道告示第418号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第６項及び第８条第８項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成24年６月19日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌千鳥町４丁目３（Ⅰ－５－47－2264）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市千鳥町４丁目（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

2(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌泉町１丁目３（Ⅰ－５－53－2270）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市泉町１丁目（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

3(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌南町４丁目１（Ⅰ－５－33－2250）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市南町４丁目（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌南町４丁目２（Ⅰ－５－34－2251）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市南町４丁目（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

5(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌南町４丁目３（Ⅰ－５－35－2252）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市南町４丁目（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌南町４丁目４（Ⅰ－５－36－2253）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市南町４丁目（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

7(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌南町４丁目５（Ⅰ－５－37－2254）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市南町４丁目（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第419号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項及び第８条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年６月19日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌千鳥町４丁目３（Ⅰ－５－47－2264）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

留萌市千鳥町４丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌泉町１丁目３（Ⅰ－５－53－2270）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市泉町１丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌南町４丁目１（Ⅰ－５－33－2250）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市南町４丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌南町４丁目２（Ⅰ－５－34－2251）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市南町４丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌南町４丁目３（Ⅰ－５－35－2252）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市南町４丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌南町４丁目４（Ⅰ－５－36－2253）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市南町４丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌南町４丁目５（Ⅰ－５－37－2254）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市南町４丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第420号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成24年６月19日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　函館圏都市計画道路に係る事項
(1) 都市計画の種類　　道路
(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	３・２・15号　八幡通	函館市若松町	函館市港町２丁目	函館市亀田本町
幹線街路	３・３・25号　放射５号線	函館市万代町	北斗市富川２	函館市港町３

			丁目	丁目
幹線街路	3・4・36号	公園通	函館市青柳町	函館市五稜郭町	函館市新川町
幹線街路	3・4・42号	五稜郭通	函館市浅野町	函館市田家町	函館市大川町

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2　岩見沢都市計画道路に係る事項

(1)　都市計画の種類　　道路

(2)　都市計画を定めた土地の区域

種別	名称		起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・3・2号	12号通	岩見沢市幌向町	岩見沢市岡山町	岩見沢市9条西5丁目
幹線街路	3・4・3号	4条通	岩見沢市大和1条9丁目	岩見沢市5条東15丁目	岩見沢市4条西5丁目
幹線街路	3・5・4号	南16号通	岩見沢市大和4条7丁目	岩見沢市志文町	岩見沢市南町7条5丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3　足寄都市計画道路に係る事項

(1)　都市計画の種類　　道路

(2)　都市計画を定めた土地の区域

種別	名称		起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・3・3号	南大通	足寄町南1条1丁目	足寄町南7条1丁目	足寄町南4条1丁目
幹線街路	3・3・4号	北大通	足寄町北1条1丁目	足寄町北6条1丁目	足寄町北4条1丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月19日

北海道後志総合振興局長　下　出　育　生

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

ア　除雪トラック（10ｔ級）　3台

（交換契約により除雪トラック（10ｔ級）3台を契約の相手方に供し、除雪トラック3台を契約の相手方から調達する。）

イ　除雪ドーザ（8ｔ級）　1台

（交換契約により除雪ドーザ（8ｔ級）1台を契約の相手方に供し、除雪ドーザ1台を契約の相手方から調達する。）

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

(3)　納入期限

ア　平成25年1月16日（水）

イ　平成24年11月30日（金）

(4)　納入場所　　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4)　当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5)　当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績があることを証明した者であること。

(6)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7)　この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成24年6月19日から7月13日まで（日曜日及び土曜日を除

く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　申　請　の　方　法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 047－8639　小樽市奥沢１丁目21番１号
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　小樽市奥沢１丁目21番１号　北海道後志総合振興局小樽建設管理部３階大会議室（送付による場合は、郵便番号 047－8639 小樽市奥沢１丁目21番１号　北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課）

⑵　入　札　日　時　　平成24年７月30日　午後１時30分（送付による場合は、同月27日までに必着）

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

6　入　札　保　証　金
平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。

7　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　４に同じ。

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量190グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道のホームページ（http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/）からダウンロードすることができる。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の２の⑵のア及び３の⑴による。

9　落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10　そ　の　他
平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑹から⑻まで及び⑾から⒀までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　　称　　北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

⑵　所　在　地　　郵便番号 047－8639　小樽市奥沢１丁目21番１号
電話番号 0134－25－2142

11　Summary

A　Nature and quantity of the products to be procured :
a　Snow Removing Truck (10 tons class) Quantity 3
b　Snow Removing Tire Dozer (8 tons class) Quantity 1

B　Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 30, 2012
(If mailed, bids must arrive no later than July 27, 2012)

C　Contact : Constructional Administation Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 21-1, Okusawa 1-chome, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan.
Phone : 0134-25-2142

北海道宗谷総合振興局告示第２号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年６月19日

北海道宗谷総合振興局長　吉　田　浩　史

1　入札に付する事項

⑴　調達をする特定役務の名称及び数量

ア　名　　称　　道道元地香深線交付金地方道工事（トンネル工）（債務）

イ　数　　量　　Ｌ＝1,489m　Ｗ＝6.5m

⑵　調達をする特定役務の仕様等　　入札説明書による。

⑶　契　約　期　間　　契約締結日から平成27年９月30日まで

⑷　工　事　場　所　　北海道礼文郡礼文町

⑸　その他工事の概要

ア　本工事は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、入札時に提案に基づいた価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する標準型総合評価方式の試行工事のうち、技術提案が実現される確実性について審査を行う確実性審査総合評価方式（標準型）の試行工事である。

イ　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

2　電子入札に関する事項

(1)　本工事の入札は、競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者の承認を得て紙により入札に参加することができる。

(2)　電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。

(3)　電子入札システム運用時間は毎日午前８時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。

(4)　その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。

3　入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は特定建設工事共同企業体であって、次の要件を満たしていること。

(1)　特定建設工事共同企業体の構成員の要件

ア　発注工事に対応する平成23年北海道告示第７号又は平成24年北海道告示第９号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ　北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を受けてから営業年数が２年以上の単体企業又は協業組合であること。

エ　競争入札参加等除外措置要領の規定による競争入札から入札参加を除外されていない者であること。

オ　アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,050点以上であること。

ただし、共同企業体の代表者は、1,100点以上であること。

カ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

キ　建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業者であること。

ク　過去15年間（平成９年度以降）に、ＮＡＴＭ工法による内空断面積40㎡以上、かつ、同一トンネルで施工延長700m以上及び吹付け断熱材による凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、構成員の数が３社の場合は、構成員の２社以上がこの要件を満たすこととする。

ケ　監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

コ　本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

サ　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

シ　本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

(2)　特定建設工事共同企業体の要件

ア　現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

イ　構成員の数は、２社又は３社であること。

ウ　各構成員の出資比率は、均等割の10分の６以上であること。

エ　構成員の組合せは、(1)のアにおける資格の格付がＡ等級に格付されている者同士の組合せであり、かつ、構成員の１社以上はＡ１に区分されている者であること。

オ　共同企業体の代表者は、(1)のアの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

4　競争参加資格確認申請書等の提出期間等

(1)　入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に関係書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。

(2)　入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、支出負担行為担当者の承認を得て紙により入札に参加する場合（以下「紙参加」という。）は、条件付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して紙により提出しなければならない。

(3)　関係書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第２章４－２に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより持参提出通知書を提出の上、持参添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。

(4)　電子システムによる提出期間

平成24年６月19日（火）午前９時から同年７月６日（金）午後５時まで

（電子入札システムが運用していない時間を除く。）

(5)　紙による提出期間等

ア　提　出　期　間

平成24年６月19日（火）から同年７月６日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前９時から午後５時まで

イ　提　出　場　所

北海道稚内市末広４丁目２番27号
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課
ウ　提　出　方　法
持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。
5　特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等
特定建設工事共同企業体を結成し、入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を紙により提出しなければならない。
⑴　提　出　期　間
平成24年６月19日（火）から同月27日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前９時から午後５時まで
⑵　提　出　場　所
北海道稚内市末広４丁目２番27号
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課
⑶　提　出　方　法
持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。
6　入札参加資格の審査
この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が３に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成24年７月18日（水）までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。
7　契約条項を示す場所
北海道稚内市末広４丁目２番27号
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課
8　入札書の提出方法等
⑴　入札書の提出方法
入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。
なお、再度入札の場合においても同様とする。
⑵　入札書の提出期間等
平成24年９月24日（月）９時から同月26日（水）15時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、⑷の開札場所へ⑸の開札日時に持参すること。
⑶　初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参すること。
なお、内訳書の内容確認をする入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。
さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めることがあるので、これを承知すること。
⑷　開　札　場　所
北海道稚内市末広４丁目２番27号
北海道宗谷総合振興局３階入札室
⑸　開　札　日　時
平成24年９月27日（木）午前９時30分
9　入　札　保　証　金
⑴　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
⑵　入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
10　契　約　保　証　金
⑴　契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
⑵　契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。
11　同種工事の調達に関する事項
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第10条第１項第５号の規定により同種工事の調達をする予定の有無　　無
12　入札説明書の交付に関する事項
入札説明書及び条件付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。
⑴　交　付　期　間
平成24年６月19日（火）から同年７月６日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前９時から午後５時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成24年６月19日（火）午前９時から同年７月６日（金）午後５時まで（日曜日及び土曜日を含む。）とする。

(2) 交　付　場　所

北海道稚内市末広４丁目２番27号

北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト　https://www.idc.e-harp.jp/」（北海道のホームページにリンク）

(3) 交　付　方　法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費　　用

無料とする。

13　送付による入札

認めない。

14　落札者の決定方法等

(1) 入札参加資格を有するものと認めた者は、別添「標準型総合評価方式実施要領」に定める項目について技術提案を行わなければならない。

(2) 技術提案を審査の結果、適正と認められた入札参加希望者は、採用された技術提案及び当該技術提案に基づき積算した価格により入札し、次の要件に該当する者のうち、政令第167条の10の２第２項に規定する場合を除き、別添「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、技術提案が適正と認められなかった入札参加希望者については、標準案及び当該標準案により積算した価格をもって入札しなければならない。

ア　入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案が、標準案及び別添「落札者決定基準」において示す全ての必須要件を満たしていること。

(3) 評価値の最も高い者が２者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。

15　落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

16　契約書作成の要否

必要とする。

17　予　定　価　格　等

(1) 予　定　価　格　　事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準

設定している。

18　そ　の　他

(1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 入札の執行回数は原則２回までとする。

(3) 開札の時（落札者の決定前まで）において、３に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 技術提案は、競争入札参加資格確認通知書（紙参加の場合は、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書）の通知後に受け付ける。

(7) 技術提案の採否は、当該技術提案を行った入札参加希望者に対して審査結果を通知する。

(8) 技術提案を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術提案に係る部分の工事に関する落札者の責任は軽減されるものではない。

また、技術提案を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。

(9) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課

イ　所　在　地　　郵便番号 097－8558　北海道稚内市末広４丁目２番27号

電話番号 0162－33－2551

(10) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(11) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

⑿　この入札の執行は、公開する。
⒀　詳細は、入札説明書による。

19　Summary

A　Subject matter of the contract : Construction work of Hokkaido road Motochi Kafuka Line Grants Local road (Tunnel construction) (Liabilities)
L=1,489m W=6.5m

B　Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., September 27, 2012

C　Contact : Bidding and Contract Division, Office of Constructional Administration, Wakkanai Department of Public Works Management, Souya General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 27-gou, 2-ban, 4-chome, Suehiro, Wakkanai, 097-8558 Hokkaido, Japan
Phone : 0162-33-2551

道教育庁渡島教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第39号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年６月19日

北海道教育庁渡島教育局長　林　　秀　樹

1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
⑴　実習船若竹丸第三種中間検査工事　一式
⑵　実習船北鳳丸第二種中間検査工事　一式

2　随意契約の相手方を決定した日
平成24年６月８日

3　随意契約の相手方の氏名及び住所
⑴　氏　名　　函東工業株式会社
⑵　住　所　　函館市浅野町３番11号

4　随意契約に係る契約金額
⑴　63,525,000円
⑵　47,040,000円

5　契約の相手方を決定した手続
随意契約

6　随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第８号の規定による。

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
⑴　名　称　　北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
⑵　所在地　　函館市美原４丁目６番16号